

第 13 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 13 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
委員	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議案第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 1 項の規定による農地利用集積画の決定について

議案第 2 号 令和 6 年度玉葱作況調査について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野田 勉

事務局次長 上山 哲広

事務局事務係長 佐々木也一

事務局事務係主事 本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第13回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思いますが、例年、節目となる7月の定例総会では、総会に入る前に、出席者全員で、「砂川市農業委員会憲章」を唱和しています。そのため、本日も、この場で憲章の唱和を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議案の裏表紙に「砂川市農業委員会憲章」を掲載しておりますので、ご覧ください。

唱和の方法ですが、まず関尾会長が前文を読み上げます。その後、片桐代理が本文を一文ずつ読み上げますので、委員の皆様は片桐代理が読み上げた後、同じように読み上げることにしたいと思います。

では、皆様、ご起立をお願いいたします。

<全員起立>

事務局次長 それでは、関尾会長、よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、「砂川市農業委員会憲章」の唱和を行います。

砂川市農業委員会憲章。

砂川市農業委員会は、安心して心豊かにいきいき輝くまちを実現していくため、食の安全・安心の確保や環境保全に配慮した農業経営をめざし、本市農業の諸政策を推進する姿勢と農地行政の公正な取組みのため、この憲章を定めます。

会長代理 一つ、農業・農業者の代表として、誇りと責任ある行動に努めます。

<全員が唱和>

会長代理 一つ、水と緑と農用地を確保し、有効利用を進め、法令に基づく適正な農地行政に努めます。

<全員が唱和>

会長代理 一つ、産業の中の農業を確かなものにするため、担い手と後継者の育成・確保に努めます。

<全員が唱和>

会長代理 一つ、担い手への農地利用の集積・集約化・遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進に努めます。

<全員が唱和>

会長代理 一つ、農業の営みと、ゆとりある暮らしのため、情報の収集・提供に努めます。

<全員が唱和>

会長代理 一つ、農業者の期待と信頼に応え、農業行政の確立に努めます。

<全員が唱和>

事務局次長 ありがとうございます。どうぞご着席ください。

<全員が着席>

事務局次長 では、これより第13回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第6条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号10番の角丸章委員と、12番の垣野芳博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第1号をご説明いたします。議案の1ページをお開きください。こちらは、農地の相続による権利移動になります。案件は1件です。

1番、届出者は、[redacted]。土地の所在は、空知太西5条4丁目108番、地目は公簿・現況とも田で、面積は1,292㎡、以下、記載のとおり計10筆、面積26,508㎡で、令和5年11月17日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[redacted]が亡くなられたことにより、息子さんである[redacted]が相続したものです。現在、地番108番から112番2までは、[redacted]が[redacted]と賃貸借を結び、米を耕作しております。地番126番2以降の農地は保全のみとなっております。7月10日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無、既に専決処分としています。7ページに、第1号図を添付しておりますのでご参照いただければと思います。以上です。

只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」事務局より提案願います。

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。案件は2件になります。まず、議案の2ページをお開きください。

1件目、こちらは、売買の案件になります。計画番号は令和6年度所第2号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員 竹田安宏さん、出し手・譲渡人は、[redacted]、受け手・譲受人は、[redacted]、農地の所在等は、東4条北10丁目29番5、地目は公簿・現況とも畑、面積1,111㎡の1筆です。対価は推進員による調整のもと双方の話し合いにより、契約金額50,000円、これは地積に単価45,000円を乗じたものになります。支払いは、11月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は8ページ、第2号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙1に調査書を添付しているとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

現在、こちらの農地には何も耕作されておらず、雑草が生い茂った状態ですが、[redacted]の強い意向により売買に至ったもので、今後、[redacted]は何らかの農地としての活用をしていくとのこととです。

続きまして2件目、3ページをご覧ください。

計画番号は令和6年度所第3号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものになります。出し手・譲渡人は[redacted]、受け手・譲受人は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原輝和さん、農地の所在は、東豊沼102番、地目は公簿・現況とも田、面積24,357㎡、以下、記載のとおり計7筆、面積118,006㎡、対価は2千83万円になります。こちら、[redacted]

が賃貸借をする予定の農地、東豊沼 102 番から 105 番 1 までは、水張面積に単価 230,000 円を乗じたものであり、 が賃貸借をする予定の農地、東豊沼 287 番 1 から 290 番 2 までは、水張面積に単価 245,751 円を乗じたものです。単価の若干の差は、出し手・受け手、双方それぞれの話し合いによるものから生じるものになります。

対価の支払いは 9 月 13 日までに指定口座に振り込む、所有権の移転と引渡し
の時期は対価の支払い日、法律関係は売買、図面は 9 ページに第 3 号図のと
おり示しており、要件確認は別紙 2 に調査書を添付しております。こちらの別
紙 2 の要件の部分で、他のケースと少し異なるのは、公社が農地を買い入れる
場合は、一般的な農業者とは異なり、多くの要件を満たす必要がなくなります
のでご確認いただければと思います。

この案件に関して別紙 2 を一枚めくっていただきたいと思います。こちら、
 と の農地保有合理化事業の一連の流れを記載したの
になります。まずは、双方それぞれ公社に提出する資料等を準備するところから始
まり、準備が整った段階で、「買入協議」を 6 月 25 日の定例総会で提起させ
ていただきました。買入協議は、 の農地を砂川市が北海道農業公社に
買入れてもらうよう協議することです。そして前回の定例総会后、砂川市と
公社の協議が成立し、本日、このように売買の提案に至っております。

今後の予定としては、この議案が決定されますと、登記の手続きなどを行い、
9 月 13 日までに公社から に代金が振り込まれる予定です。また、再
来月、9 月 25 日の定例総会では、今度は公社から受け手である
と に、5 年間、賃貸借する農用地利用集積計画が申し出される予
定です。貸付料は、年間、土地代金の 1 % とされており、5 年後の令和 10 年
に売買を行うといった流れになります。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。ご審議お願いいたします。
只今、議案第 1 号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、本件を承認いたします。

続きまして、議案第 2 号「令和 6 年度玉葱作況調査について」事務局より提
案願います。

それでは議案第 2 号をご説明いたします。議案の 4 ページをお開きくださ
い。今年度の「玉葱作況調査」です。

まず 1 番、調査期日ですが、例年に倣いまして、次回の定例総会の日、8 月
23 日、金曜日に実施することを基本にしたいと思いますが、玉葱の成熟具合
によって、日程の変更もあり得ることにしたいと思います。

2 番については、別紙 3 をご覧ください。こちら、玉葱作況調査圃場一覧表
になります。一番左が昨年度調査を行った 6 件の農業者の方々であり、その右
側、今年度の調査対象農家については 5 件としております。これは、現在、空
知太地区で玉葱を作っている農家の方がいないため、1 件減らし、5 件として
います。また、ご覧のとおり、調査対象の方の「氏名」を空欄にしています。

こちらの空欄の部分については、昨年同様のお願いで恐縮なのですが、担当
地区に当てはめまして、北光袋地地区の 2 か所は竹田委員、富平の 2 か所は小
野寺委員、西豊沼地区は井上委員に、対象とする圃場の農業者にご依頼いた
だきたいと思います。昨年度と同じ方、同じ圃場で構いませんので、事務局に 7
月 31 日、水曜日までにご連絡をお願いできればと思います。

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

議案に戻りまして3番、開始時間は、8月23日に実施できれば、定例総会終了後にバスを用意しますので、概ね2時から2時半頃に始めたいと思います。4番の班編成については、再度、別紙3の下の方をご覧くださいまして、大きく2班に分けております。こちらは議席番号で分けております。なお、雨の場合ですが、3年前は、雨天のため実測できず検見のみとしました。今年も、事前に雨予報と把握している場合、日程変更することを検討したいと思いますが、バスの予約の関係がありますので、例えば前日に実施できる委員のみで分担して行うなど、柔軟に対応し、できるだけ実測できるようにしたいと思います。

最後、別紙3の裏面に、これまでの調査結果を掲載していますので、こちらは、参考にご覧いただければと思います。

以上、議案第2号の説明といたします。ご審議お願いいたします。

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

会長
全員
会長
全員
会長

全員
議長

事務局

1. 令和6年度市町村農業委員会事務局長研修会（事務局長）

- ・日 時 令和6年7月5日（金）
- ・場 所 第二水産ビル（札幌市）
- ・出席者 野田事務局長

2. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 令和6年8月3日（土）
- ・場 所 札幌コンベンションセンター（札幌）
- ・出席者 農政課職員

3. 農業委員会だより（夏号）の配布（事務局）

- ・発行時期 8月中旬発刊
- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布

4. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、7月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。（メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp）

5. 令和6年度第1回砂川市農地銀行理事会（事務局）

- ・本定例総会終了後に開催します。

6. 協議会報告（協議会長）

- ・令和6年度砂川市農業委員協議会第1回総会
本日、農地銀行理事会終了後に開催します。

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は令和6年8月23日、金曜日ですが、当日、玉葱作況調査を実施できれば総会を30分早めて午後1時から開催にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全員
議長

異議なし。

ご異議ないようですので、当日、天気良く実施できれば、午後1時から総会を開催したいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員